

平成 29 年 7 月 7 日

大阪府泉佐野市「空港連絡橋利用税」の更新

大阪府泉佐野市から協議のあった法定外普通税の更新について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせいたします。

更新後の泉佐野市空港連絡橋利用税の概要は以下のとおりです。

課税団体	大阪府泉佐野市
税目名	空港連絡橋利用税（法定外普通税）
課税客体	関西国際空港連絡橋を自動車で通行して空港を利用する行為
課税標準	関西国際空港連絡橋を自動車で通行する回数
納税義務者	関西国際空港連絡橋の通行料金を支払う者
税率	通行する回数 1 往復につき 100 円
徴収方法	特別徴収
収入見込額	（平年度）392 百万円
非課税事項	道路整備特別措置法（昭和 31 年法律第 7 号）第 24 条第 1 項ただし書に規定する車両
徴税費用見込額	（平年度）24 百万円
課税を行う期間	5 年間（平成 30 年 3 月 30 日～平成 35 年 3 月 29 日）

- ・平成 29 年 3 月 23 日 泉佐野市議会にて改正条例案可決
- ・平成 29 年 3 月 28 日 総務大臣協議
- ・平成 29 年 7 月 7 日 総務大臣同意

（※）改正条例施行日：未定

担当：自治税務局企画課 西脇係長、安山
直通 03-5253-5658 FAX03-5253-5659